加賀市版「生涯活躍のまち」検討部会設置要綱(案)

(設置)

第1条 加賀市定住促進協議会規約第3条第2項に基づき、「生涯活躍のまち」基本 構想及び基本計画(以下「構想等」という。)について検討するため、加賀市定住 促進協議会(以下「協議会」という。)の専門部会として、加賀市版「生涯活躍の まち」検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 構想等の策定に関すること
 - (2) 構想等の検討に向けた各種調査、関係機関との調整、体制づくり等に関すること
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、必要と認められること

(組織)

第3条 部会は、協議会の委員及び各分野において見識を有する者等をもって組織する。

(座長)

- 第4条 部会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、部会を代表する。

(会議)

- 第5条 会議は、座長が招集する。
- 2 会議の議長は、座長が務めるものとする。
- 3 協議会の運営に関する事項は、会議で議決する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 座長は、必要に応じて関係者に対し会議に出席を求め、その意見若しくは説明を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、市民生活部地域づくり推進課人口減少対策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 この要綱は、平成28年10月4日から適用する。